

消防署からのお知らせ

子どもの家庭内事故に注意しましょう

家庭内には子どもにとって危険な場所がたくさんあります。家庭内で起こりやすい事故を防ぐためのポイントを確認し、家庭内事故を防ぎましょう。

1 溺水

家庭内での溺水は、大人が目を離した際に多く発生しています。たとえ短い時間でも子どもを浴室で一人にするのは絶対に止めましょう。

【予防と対策】

- ・浴室の出入り口をロックし、子どもが一人で浴室に入れないようにしておく。
- ・子どもが小さいうちは入浴後に浴槽の水を抜くようにする。
- ・子どもを浴室で一人きりにしない。
- ・大人が洗髪中は子どもを浴槽から出す。



2 やけど

家庭内でのやけどの多くは、高温の飲み物や汁物、電気ポットなどが原因で発生しています。やけどの恐れがあるものは、大人が子どもの周りから遠ざけてあげましょう。

【予防と対策】

- ・高温の飲み物や汁物はテーブルの中央に置く。
- ・電気ポットや電気ケトルはコードも含め、子どもの手の届かない位置に設置する。
- ・アイロンやヘアアイロンを使用する際は、子どもを近づけないようにする。

【やけどの応急手当】

- ・やけどをしてしまったら、すぐに10分~20分以上冷やす。
- ・服の上から熱湯などがかった場合は、脱がさずに服の上から冷やす。



3 転倒や転落

乳児は全身に対して頭が大きく重いため、転倒や転落すると頭を強く打ちやすいため注意が必要です。2~3歳になると自分で踏み台を使って上られる場所も増えるため、高さのあるベランダや窓からの転落も起こる可能性があります。

【予防と対策】

- ・ベビーベッドの柵は必ず上げる。
- ・ベッドや椅子、ソファーなどの上で遊ばせない。
- ・階段には乳幼児用の移動防止柵を取り付ける。
- ・踏み台になりそうなものをベランダや窓の近くに置かない。



もしも、子どもの家庭内事故が発生し、意識や呼吸が無い場合には、すぐに119番通報をしてください。また、夜間に子どもの急な体調不良により、医療機関の受診について判断に迷ったときは、福島こども救急電話相談「#8000」または「024-521-3790」へ電話し、医師や看護師へ病院受診の日安や家庭で可能な対処法などについて相談をすることができます。(相談時間 毎日19:00~翌朝8:00)

お問い合わせ: 石川消防署平田分署 ☎0247-55-2213

6月1日は『人権擁護委員の日』・人権相談所を開設します

6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、この日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員が人権相談所を開設して、人権相談に応じます。
相談は無料、秘密は厳守します。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

- 1 と き 6月2日(月) 午前10時から午後3時まで
- 2 と ころ 平田村役場 別棟会議室
- 3 相談対応者 平田村人権擁護委員
午前10時~12時 三本松公平、白石秀子
午後1時~3時 関根猛、芳賀育子



住民課 ☎55-3112

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が記載されることになりました。

これにともない、令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。通知が届いたら必ず内容を確認してください。(平田村は7月上旬~中旬頃に通知を発送する予定です)

- 通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。
- 振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。
※届出にあたり法務省や市区町村が金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺にご注意ください。

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPでご案内していますので
ご参照ください。



年金だより

年金相談に関する一般的なお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165 (一般電話)

※週の初日は混雑が予想されます。

※相談対象者の方、請求者の方、配偶者の方等の「基礎年金番号」または「照会番号(各種通知書に記載のもの)」がわかるものをご用意ください。

| | | |
|------|----------|-------------------|
| 受付時間 | 月曜日 | :午前8時30分から午後7時 |
| | 火曜日から金曜日 | :午前8時30分から午後5時15分 |
| | 第2土曜日 | :午前9時30分から午後4時 |

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。



年金